

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員退任に当たっては、当該役員が役員在任中の職務執行の状況に応じ、退職手当を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当法人の会員でなく、法律、会計等に関する専門的知識を有する監事については、月額3万円の報酬を支給する。

### (支給決定及び支給額の算定方法)

第4条 当法人の役員に対し退職手当を支給する場合、その決定は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合には、下記の金額の範囲内で、社員総会の決議によってその額を定める。

### 記

・ 理事長	10万円までの範囲内
・ 副理事長	7万円までの範囲内
・ 理事	3万円までの範囲内
・ 監事	3万円までの範囲内

(支給方法)

第5条 報酬等は、必要の都度、役員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法又は現金にて支給する。

(費用)

第6条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

(附則)

1 この規程は、当法人が公益認定を受けた日から施行する。

平成26年 3月28日施行

平成30年11月16日改定